

機械器具 22 検眼用器具

一般医療機器 中心フリッカ値測定装置（JMDN：70091000）

販売名：K-0501 フリッカー・ミニⅡ

【禁忌・禁止】

1. 本品の分解、二次加工（改造・調整）等は絶対にしないこと[本来機能を損なう原因となるため]。

【形状、構造及び原理等】

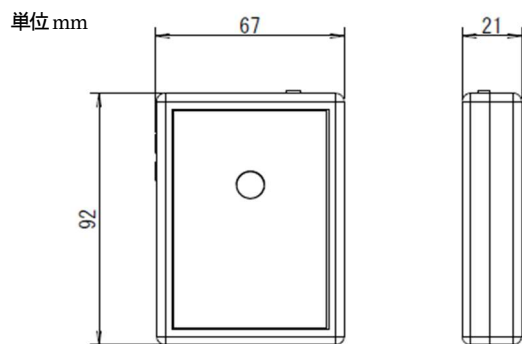
1. 外観写真



2. 構造及び原理

K-0501 フリッカー・ミニⅡ（以下、「本器」という）は点滅光源に赤色LEDを用いた手持ち式中心フリッカ値測定装置である。
点滅頻度がある境界より高いと融合して連続光に感じ、ある境界以下の点滅頻度では点滅（ちらつき）を感じる。この境界頻度を固視点で測る装置である。

3. 形状および寸法



質量：約74g（電池除く）

4. 仕様

項目	仕様
LED 点滅頻度	フリッカー値 5～60Hz
電源	単4形アルカリ乾電池2本 DC3V
寸法(mm)	67(W)×92(D)×21(H)
重量(g)	74（電池除く）

【使用目的又は効果】

中心フリッカ値を測定する機器をいう。

【使用方法等】

1. 使用方法

- (1) 片眼を遮蔽させ眼から30cm離れた位置で手に持つ。
- (2) 電源スイッチをON（左側：1側）にする。
- (3) UPボタンを押したまま、表示窓の数値を上昇させる。
- (4) 視標が赤の連続光であることを確認させる。
- (5) DOWNボタンを押し、指標の点滅を確認させた時、本体背面にある表示窓に示す数値が中心C. F. Fである。
- (6) 使用後は、本体の電源スイッチをOFF（右側：0側）にする。

2. 判定表

中心C.F.F（単位：Hz）	疾患程度
39以上	正常
38～29	要精査
28以下	異常

【使用上の注意】

1. 本器の使用前は、次の事項に注意すること。
 - (1) 長期間使用しなかった場合は、使用する前に必ずメーカーで点検を受けること。
2. 本器の使用中は、次の事項に注意すること。
 - (1) 本器を落としたり、強い衝撃を与えたりしないこと。
3. 本器の使用後は、次の事項に注意すること。
 - (1) 常に清浄にしておくこと。
 - (2) 電源スイッチを必ず切ること。
 - (3) 長時間使用しない場合は電池を外しておくこと。
4. 故障時の注意事項について
 - (1) 故障したときは、電源スイッチを切ること

【保管方法及び有効期間等】

1. 高温・多湿・直射日光を避けて保管すること。
2. 水のかからない場所に保管すること。
3. 電池を取り外し、ケースに入れて保管すること。

【保守・点検に係る事項】

1. 使用前に汚れ、異常がないかを点検すること。
2. 電池が適正な状態で入っていることを確認すること。
3. しばらく使用していなかった機器を再度使用する場合は、使用前に清掃を行い、必ず安全のための作動確認を行うこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者 株式会社イナミ

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目24番2号

TEL 03-3814-1731 / FAX 03-3814-3334

製造業者 株式会社イナミ 美女木研究所